

24年度税制改正 個人関係の改正点を中心に

(本内容は平成24年度税制改正大綱に基づいたもので、平成24年3月1日段階では改正案です。政治情勢に影響されなければ平成24年3月末ごろに成立する見込みです。)

平成24年度税制改正について、今後、活用できそうな改正点があれば教えてください。

平成24年度税制改正大綱は、昨年12月に発表されました。今後予定される消費税の増税を考慮してか、大きな改正はありませんでした。個人に関係がある改正点を、順に説明します。

■住宅取得資金の贈与【減税】

直系尊属(祖父母、両親)から、住宅を取得するための資金の贈与を受けた場合、一定の金額までは贈与税が非課税となります。非課税の枠は平成24年が一番多く、来年以降は少なくなっていく(図表1)。

翌年3月15日までに住宅を取得し、12月31日までに居住が見込まれることなどが条件となっています。年110万円の非課税枠と合わせて適用でき、贈与税がゼロでも申告の必要があります。

■給与所得控除の上限設定【増税】

給与所得控除は、給与所得について一定額を控除するというものです。その分は、税金の対象にはなりません。年収300万円で108万円(年収の36%)、年収600万円で174万円(同29%)、年収900万円で210万円(同23%)と、年収が高くなるにつれ控除額の割合は少なくなり、さらに1,000万円を超える部分については、控除額が5%となっています。

平成25年からは、年収が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は一律245万円となります。

■特定支出控除の拡大【減税】

サラリーマンの必要経費を一部認める減税制度について、判定基準が下がり、さらに適用対象が広がります。平成25年からは、「給与所得控除額×1/2」(現状は「給与所得控除額」)を超える部分が控除対象となります。

また、適用対象については、以下が追加となります。

- ①職務の遂行に必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費
- ②職務関係の図書費、衣服費、交際費(年間65万円が上限)

実際に計算してみると、残念ながらそれほど大きな減税にならないことがわかります(図表2)。

■国外財産調書の提出【増減税なし】

その年の12月31日において、5,000万円超の国外財産がある個人は、翌年3月15日までに「国外財産調書」を提出する必要が生じます。平成25年分から適用されます。

現状でも、所得が2,000万円超の個人には、「財産及び債務の明細書」の提出義務がありますが、罰則規定はありません。「国外財産調書」は、不提出、虚偽記載に対して、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることとなりますので、注意が必要です。

■退職所得課税の見直し【増税】

退職所得については、退職所得控除額を差し引いた残額の1/2のみが分離課税となります。これが平成25年からは、勤続5年以下の役員に対する退職金については、1/2課税が廃止されます。

■譲渡所得の各種特例の延長【減税】

①マイホームの買換え特例

売却価額の上限を1億5,000万円として、平成25年12月末まで2年間延長されます。

②マイホームの譲渡損失の2つの特例

マイホームの買換えが必要な特例と、売却資産に借入金の残額があることが必要な特例のいずれもが、平成25年12月末まで2年間延長されます。

③事業用資産の買換え特例(80%の課税繰延べ)

所有期間が10年超の事業用資産の買換えについて、取得する土地の面積を300㎡以上として平成26年12月末まで3年間延長されます。

図表1●住宅取得資金の贈与の非課税限度額

贈与を受けた年	省エネルギー性・耐震性を備えた住宅	左記以外の住宅
平成24年	1,500万円	1,000万円
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

※東日本大震災の被災者については、省エネルギー性・耐震性を備えた住宅については、25年、26年の贈与についても1,500万円まで非課税、それ以外の住宅については、25年、26年の贈与についても1,000万円まで非課税。

図表2●特定支出控除の実際の節税額の計算例

(単位:万円)

年収	給与所得 控除額×1/2	特定支出			節税額
		資格 取得費等	衣服費、 交際費等(注)	合計	
300	54	20	40	60	0.9
600	87	25	65	90	0.6
900	105	55	65	120	4.5
1,200	115	85	65	150	11.6

(注)65万円が上限

※所得控除等は一般的なケースのものを適用して節税額を概算しています。